

返戻金制度について

J S 合 同 会 社

有料職業紹介事業許可番号

当社の紹介により就職した者が、入職後6ヶ月未満に本人都合による退職または
本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から
下記に定める金額を求人者に返還する制度です。

1. 1ヶ月未満の退職 80%
2. 3ヶ月未満の退職 50%
3. 6ヶ月未満の退職 30%

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を

求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。